

豊田前小学校いじめ防止基本方針

平成29年11月作成

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめとは、「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」であり、決して許されない人権侵害行為である。いじめは、「どの学校・学級でも起こりうる」ものであり、「いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、観衆（周りではしたてる者）や傍観者（見て見ぬふりをする者）がいじめを止めたり、仲裁するなど、集団全体にいじめを自らの問題としてとらえ、正しく行動できる力が育まれるようにすることが大切である。全ての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばせるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

以上のことから、本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめの未然防止のための取り組み

いじめを防止するには、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も有効である。そのためには、児童一人ひとりの自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。よって、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) わかる授業づくり・・・「生き生きと学び合う授業」

- ・基礎的・基本的事項の習得
- ・教えて考えさせて定着させる授業の実施
- ・意見を発表しあえる場面設定（ペア学習・グループ学習）
- ・学習規律の徹底（豊田前小学習のきまりの徹底）

(2) 学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実（朝の会のフリートーク等）
- ・居場所づくり、絆づくり（帰りの会や特活の時間に、自分や友達の「よさ」を見つける活動、称賛・激励の場の設定）
- ・グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニングの活用

(3) 人とのつながりを大切にした体験活動の充実

- ・縦割り班（なかよし班）活動
- ・地域の方との交流体験の実施
- ・小中連携、小保連携での交流

(4) 人権学習、道徳教育の推進

- ・一人ひとりのよさや違いを認め合える学習
- ・児童の実態に合った道徳の授業の充実
- ・命の大切さやいじめ問題を考える授業を公開する人権教育参観日、性教育参観日、講演会の実施（10月・1月）

(5) 保護者との連携

- ・授業参観や講演会、学校・学級だよりによるいじめ防止対策や対応についての啓発
- ・個人懇談、家庭訪問、連絡帳等での児童の様子・情報の共有
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについての啓発や研修（ネットいじめの予防）

4 いじめの早期発見のための取り組み

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談やアンケートを活用する。

(1) 朝・帰りの会や授業中など日々の観察

- ・授業中の声・表情
- ・健康観察、保健室等での様子
- ・休み時間や昼休み、放課後の様子や会話

(2) アンケートの実施

- ・生活ふりかえりアンケート（週1回）
- ・生活アンケート（学期に1回）
- ・学校生活アンケート（6月、10月）

(3) 教育相談（個人面談）の実施（6月、10月）

(4) 日記や連絡帳の活用

5 いじめの早期対応について

- ① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長（管理職）に報告をする。
- ② いじめ問題を発見した時には、担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめを受けた児童のケア、いじめを行った児童等関係者からの聞き取りを行い、その後対応方針を決める。
- ③ 情報収集を行い、事実確認した上で、いじめを受けている児童の身の安全を最優先に考え、いじめを行っている児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ④ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめを行っているのと同様であるということを指導し、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成を目指す。
- ⑤ いじめが確認された場合は、いじめを受けた児童、いじめを行った児童ともに保護者に事実関係を伝える。いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑥ いじめを受けた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識がある者と連携した対応を図る。
- ⑦ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、美祢市教育委員会及び美祢警察署と連携して対処する。

6 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下の通りとする。

<校内構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、担任、その他関係職員

<校外構成員> スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）の助言者等